

令和 7 年度総務局会計年度任用職員（公務災害補償等専門員）募集要項

項 目	内 容
職名	公務災害補償等専門員
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 <u>なお、期間を定めた任用であり、令和 8 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。</u>
勤務職場	東京都総務局人事部職員支援課 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号（東京都庁第一本庁舎 1 3 階）
職務内容	（１）都職員の公務災害（通勤災害含む）認定及び補償等に関する事務 （２）公務災害防止等のための安全衛生管理に関する事務 （３）上記（１）及び（２）の付随業務等 ア 地方公務員災害補償基金東京都支部との連絡調整 イ 庁内各局との連絡調整、制度等に関する各種照会への対応 ウ パソコンによる各種書類作成 エ 関連データの整理・集計 オ その他
応募資格・求められる能力	（１）以下アからエの経験及び資格の内、１つ以上の条件に該当すること ア 公務災害又は労働災害の認定、補償等に関する実務経験がある イ 診療報酬請求明細書（レセプト）の作成又は計算に関する実務経験がある ウ 職場の安全衛生管理に関する実務経験がある エ 衛生管理者の資格を有している （２）パソコン（Excel、Word 等）の基本的な操作能力を有し、迅速に業務を遂行することができる （３）個人情報保護及び情報セキュリティ対策の重要性を認識し、誠実に業務に取り組み、正確な事務処理ができる （４）意欲をもって業務に取り組むとともに、円滑に業務を遂行するコミュニケーション能力を有する （５）災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること
勤務日数	月 1 6 日 ※原則として、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は除く。
勤務時間	本人の意向を踏まえ、所属長の決定により、以下のいずれかとします。 ・S 勤務 7 時 0 0 分から 1 5 時 4 5 分まで ・SⅠ勤務 7 時 3 0 分から 1 6 時 1 5 分まで ・SⅡ勤務 8 時 0 0 分から 1 6 時 4 5 分まで ・A 勤務 8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分まで

	・B 勤務 9時00分から17時45分まで ・C 勤務 9時30分から18時15分まで ・D 勤務 10時00分から18時45分まで ・E 勤務 10時30分から19時15分まで ・F 勤務 11時00分から19時45分まで ※所定勤務時間を超える勤務の有無 有（業務の必要上やむを得ない場合）
休憩時間	本人の意向を踏まえ、所属長の決定により、以下のいずれかとします。 ・11時00分から12時00分まで ・11時30分から12時30分まで ・12時00分から13時00分まで ・12時30分から13時30分まで ・13時00分から14時00分まで（E、F勤務のみ）
休暇等	（有給） 年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 （無給） 妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与
報酬額	月額 201,600 円（改定される場合あり） 通勤手当相当額を別途支給（上限 55,000 円/月） ※ 原則として毎月 15 日支給 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給 ※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり
社会保険	共済組合、厚生年金保険、雇用保険等加入
応募方法等	（1）申込期間 令和7年1月20日（月曜日）から令和7年2月7日（金曜日）まで（郵送の場合は必着） （2）応募方法 「会計年度任用職員申込書」を下記応募・問い合わせ先まで郵送又は持参。応募書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しない。また、応募書類は返却しない。 （3）選考方法 第一次選考 書類審査 第二次選考 面接 面接日 令和7年2月17日（月曜日）（予定） ※ 第一次選考及び第二次選考の合否結果については、本人宛郵送により通知する。第一次選考の合格者に対しては、別途電話により本人宛てに二次選考の日程を連絡する。 なお、選考結果等に関する問い合わせには、一切応じない。
問合せ	〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

	(東京都庁第一本庁舎 1 3 階南側) 担当 東京都総務局人事部職員支援課 担当 民野、小柳 電話 0 3 - 5 3 8 8 - 2 4 7 7 (直通)
--	--

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。